

平成27年10月から
被用者年金制度が
一元化されます

私たちの
年金が
変わります



目 次

I 平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます

公務員等も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されます ……	2
制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消されます ……	4
保険料率は段階的に厚生年金に統一されます ……	10
保険料(掛金)や年金額の算定基準が標準報酬になります ……	12

II 年金払い退職給付が創設されます

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として 「年金払い退職給付」が創設されます ……	20
共済組合の役割 ……	24



平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます

公務員等も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されます



公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に勤めている人が加入する年金制度を被用者年金制度といいます。この被用者年金制度は、大きく次の2つに分かれます。

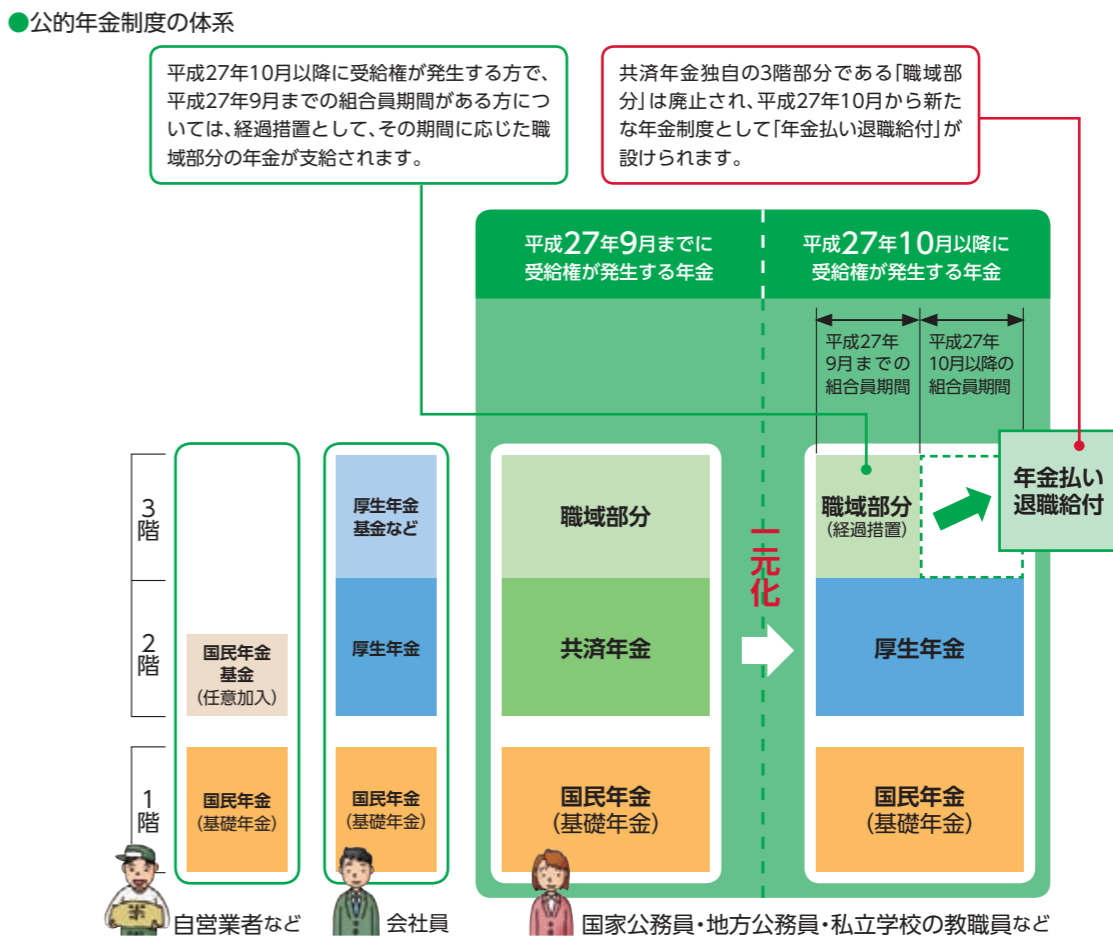
- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入する。
- ② 共済年金制度：国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入する。

被用者年金制度の一元化は、この「共済年金制度」を「厚生年金保険制度」に統一することをいいます。

今後の少子・高齢化の一層の進行等に備え、将来に向けた年金制度の安定性を高めるとともに公平な仕組みを確保するため、平成27年10月から一元化されることになりました。

一元化後は、地方公務員も厚生年金保険に加入することになり、給与から控除される保険料(掛金)の算定方法や年金の給付内容等が、厚生年金保険に合わせて変更されます。

図表1 現在の公的年金制度と被用者年金一元化後の公的年金制度



一元化 Q & A

Q 私年金は老齢厚生年金になるのですか？
A 年金を受給する権利がいつ発生するかによって異なります。一元化前(平成27年9月30日以前)に年金の受給権が発生する場合は「退職共済年金」、一元化後(平成27年10月1日以後)に年金の受給権が発生する場合は「老齢厚生年金」となります。

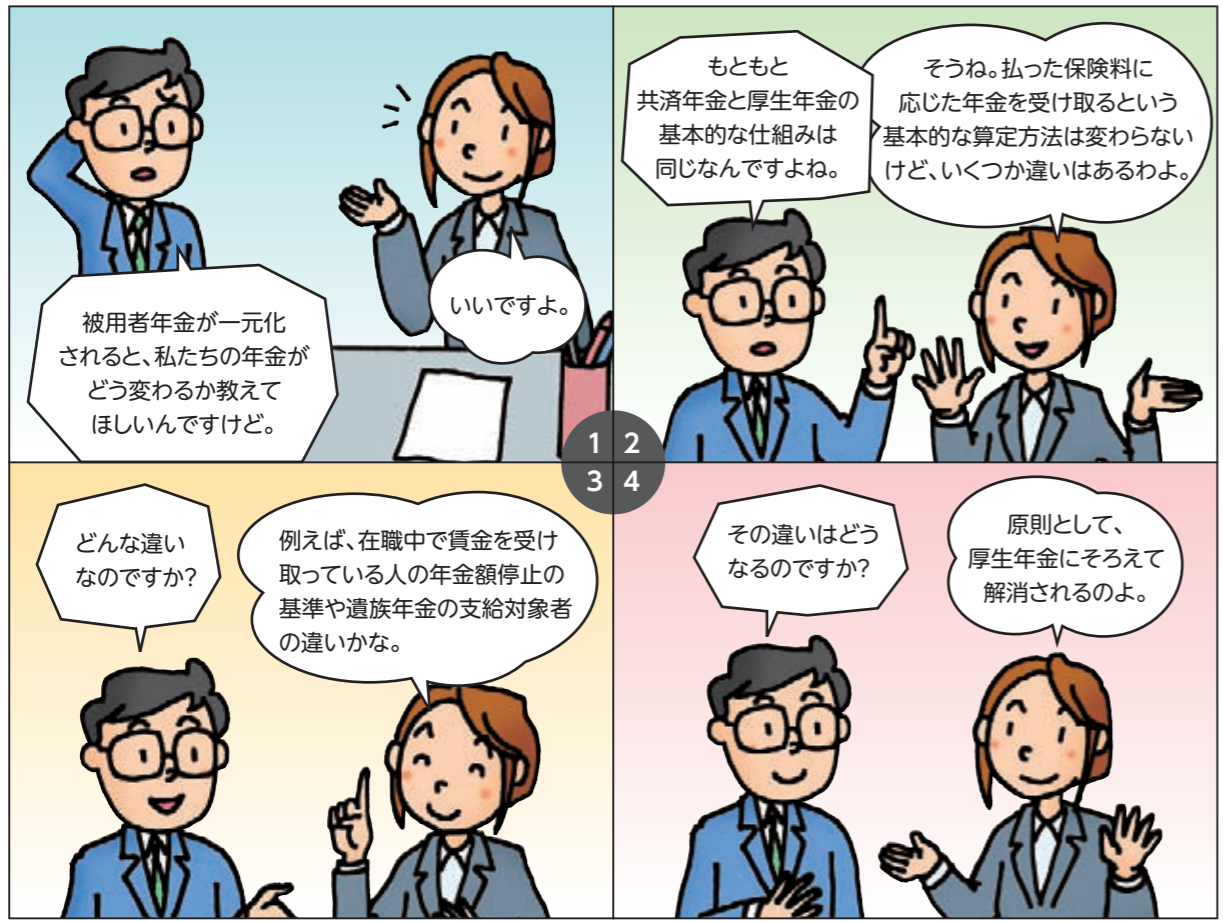
特別支給の年金を受給する権利は65歳で消滅し、新たに本来支給の年金を受給する権利が65歳から発生します。

生年月日	支給開始年齢から65歳未満	65歳以上
① 昭和25年10月2日～昭和29年10月1日	特別支給の退職共済年金	本来支給の老齢厚生年金
② 昭和29年10月2日～昭和36年4月1日	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
③ 昭和36年4月2日～	—	本来支給の老齢厚生年金

※支給開始年齢は生年月日によって異なります。(P9参照)
 また、退職共済年金・老齢厚生年金を受給するためには、一定の組合員期間を有している等の要件を満たすことが必要です。

Q 職域部分が廃止になると聞きましたが、職域部分の年金はもらえなくなるのですか？
A 平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置として、その期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

制度的な差異については、 基本的に厚生年金にそろえて解消されます



厚生年金と共済年金は制度間の差異がありますが、基本的に厚生年金にそろえて解消されます。

図表2 主な改正項目

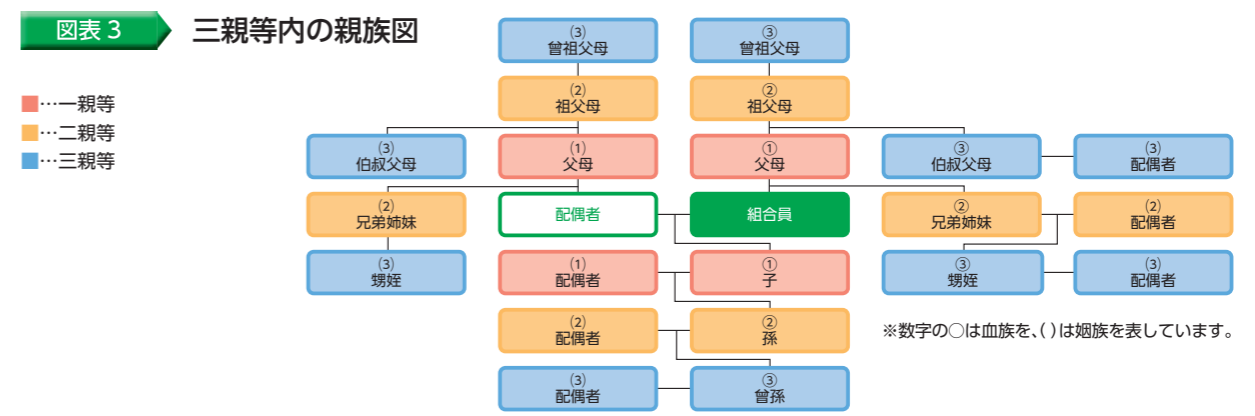
制度加入への年齢制限	➔ 70歳になるまでとなります
未支給年金の給付範囲	➔ 生計を同じくする三親等内の親族となります
在職中の年金支給	➔ 支給停止方法が変わります
障害給付の支給要件	➔ 保険料納付要件が加わります
遺族共済年金の転給	➔ 廃止されます
女子の支給開始年齢の引上げ	➔ 経過措置としてそのまま残ります

被用者年金制度への加入に年齢制限が加わります

厚生年金では、被保険者が70歳になると被保険者資格を喪失しますが、共済年金では年齢制限がありません(私学共済を除く)。被用者年金一元化後は、公務員も厚生年金に加入することとなるため、被保険者の年齢制限が70歳になるまでとなります。なお、70歳を過ぎても共済組合の組合員資格は喪失しませんので、「年金払い退職給付」については、退職時まで加入します。

未支給年金の給付範囲が変わります

未支給年金は、共済年金では「遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)又は遺族がないときは相続人」に支給していましたが、被用者年金一元化後は、厚生年金に合わせ、「生計を同じくする兄弟姉妹や甥姪を含む三親等内の親族」に支給することになります。



未支給年金とは

未支給年金とは、受給者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払を受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。例えば、12月20日にお亡くなりの場合、12月15日の年金送金日に10月分と11月分の年金が支給されていますが、12月分は支給されていません。この12月分が未支給年金となります。

一元化 Q & A

- Q 施行日に70歳以上の組合員はどうなりますか？**
- A** 平成27年10月1日の前日に退職したものとみなして、その月(平成27年9月)までの期間に基づいて年金額が計算されます。
- Q 年齢制限が設けられると、年金額はどうなりますか？**
- A** 70歳以降にお勤めされた期間については、厚生年金の保険料は徴収されず、厚生年金の計算の基礎となりません。

在職中の年金の支給停止方法が変わります

賃金を受け取っている老齢厚生年金受給者又は退職共済年金受給者については、賃金と年金の合計額が、一定の基準を超えると段階的に年金の支給停止を行うこととなっています。

す。この支給停止の基準となる額が65歳未満は28万円超、65歳以上は47万円超と年齢によって区分されるようになります。

共済年金

- 退職共済年金受給者が共済組合員となった場合
(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。職域部分は支給停止。
- 退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合
(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。


厚生年金

- 老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合
 - 65歳未満は(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
 - 65歳以上は(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。

※賃金…月収+過去1年間のボーナスの1/12
※28万円と47万円の支給停止基準額は、平成27年度の額であり、賃金や物価の変動により改定することになっています。

(算定事例)
賃金が月額30万円、年金が月額10万円の場合

- 65歳未満
 $(30万円 + 10万円) = 40万円 \leftarrow 28万円$ を超えるので、
 $(40万円 - 28万円) \times 1/2 = 6万円$ (停止額)
 したがって、年金は月額4万円になります。
- 65歳以上
 $(30万円 + 10万円) = 40万円 \leftarrow 47万円$ を超えないので停止されない。
 ※65歳から支給される基礎年金は在職支給停止の対象ではありませんので、この年金額に含めません。




障害給付の支給要件に保険料納付要件が加わります

障害給付の支給要件に保険料納付要件が加わり、初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公

的年金制度の被保険者期間の3分の2以上必要となります。

共済年金

- 保険料納付要件なし



厚生年金

- 保険料納付要件あり
 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上必要。

保険料免除期間 ……国民年金の第1号被保険者(自営業者等)が申請により保険料の納付を免除された期間です。

障害共済年金の在職支給停止がなくなります

障害共済年金の受給権者が組合員である間は、原則として年金の支給は停止となりますが、厚生年金制度には同様の支給停止制度がないため、平成27年10月以降、厚生年金制度に合わせて障害共済年金は在職中であって

も支給されることとなります。
 なお、平成27年10月以降に障害を事由とする年金の受給権が発生したときは、共済組合において障害厚生年金を決定します。その場合も同様に在職中であっても支給されます。



遺族共済年金の転給制度が廃止されます

遺族共済年金は、まず、先順位の方に支給され、その後、先順位の方が失権したときは、次順位の方に引き続き支給されます(転給制度)。
この転給制度は、共済年金特有の制度であり、被用者年金一元化により廃止されます。

遺族共済年金の受給順位

遺族共済年金を受給できる遺族の順位は、次のとおりです。

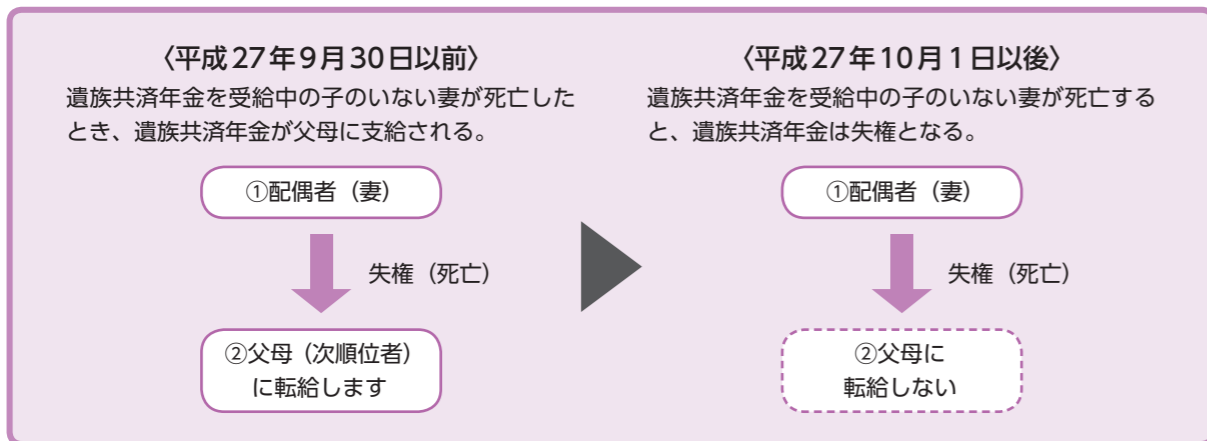
- 第一順位…配偶者(妻又は夫)及び子
- 第二順位…父母
- 第三順位…孫
- 第四順位…祖父母

※遺族は、上記の者であって、組合員又は組合員であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していた者に限られます。



図表4 転給制度の廃止による受給権の消滅

①配偶者と②父母が遺族の場合の例でご説明します。



女子等の支給開始年齢は変わりません

60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男女とも同じですが、民間会社等の厚生年金の女子の支給開始年齢引上げは5年遅れとなっています。ただし、一元化後も共済組合の組合員期間に応じた年金については、男女とも同じ支給開始年齢で変わりません。

なお、一般職員に比べ6年遅れとなっている特定警察職員等(警部以下の警察職員、皇宮警部以下の皇宮護衛官又は消防指令以下の消防吏員、副団長以下の常勤の消防団員)の支給開始年齢の引上げについても、一元化後の変更はありません。

図表5 支給開始年齢の引上げスケジュール

● 一般職員

生年月日	定額部分の支給開始年齢	厚生年金相当部分及び職域部分の支給開始年齢
昭和16年4月1日以前	60歳	60歳
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	61歳	60歳
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	62歳	60歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	63歳	60歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳	60歳
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	—	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	—	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	—	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	—	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	—	64歳
昭和36年4月2日以後	—	65歳

※上記の定額部分とは、65歳未満の方に支給される特別支給の退職共済年金の1階部分(老齢基礎年金に相当)、厚生年金相当部分は2階部分、職域部分は3階部分です。

● 特定警察職員等(警部以下の警察職員、皇宮警部以下の皇宮護衛官又は消防指令以下の消防吏員、副団長以下の常勤の消防団員)

生年月日	定額部分の支給開始年齢	厚生年金相当部分及び職域部分の支給開始年齢
昭和22年4月1日以前	60歳	60歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	61歳	60歳
昭和24年4月2日～昭和26年4月1日	62歳	60歳
昭和26年4月2日～昭和28年4月1日	63歳	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	64歳	60歳
昭和30年4月2日～昭和34年4月1日	—	60歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	—	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	—	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	—	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	—	64歳
昭和42年4月2日以後	—	65歳



保険料率は段階的に厚生年金に統一されます



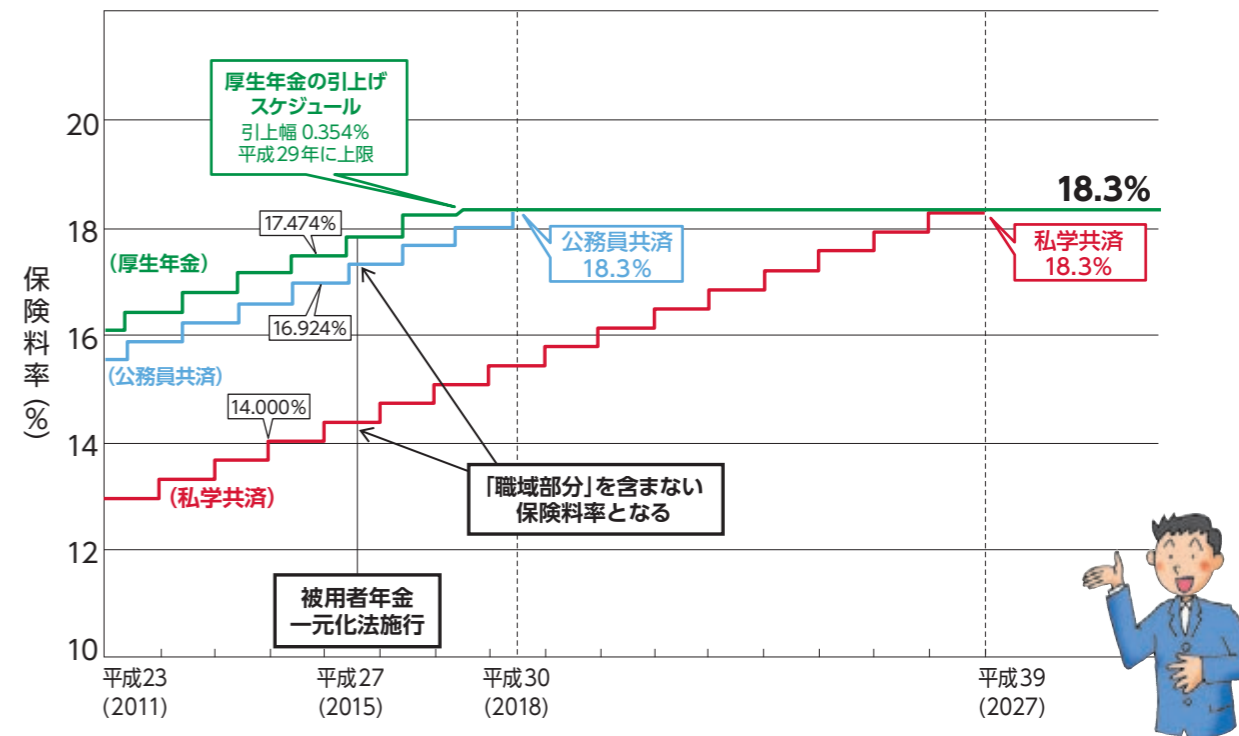
厚生年金及び共済年金の保険料率(掛金率)は毎年0.354%ずつ引き上げられており、平成30年9月に公務員に適用される保険料率(掛金率)が民間企業に勤務する者と同じ率になります。

また、現在の共済年金の保険料率(掛金率)は職域部分の給付も含めた保険料率(掛金率)になっていますが、職域部分が廃止される平成27年10月からは、職域部分を含めない保険料率(掛金率)になります。

なお、平成27年10月の一元化後は、共済年金の「職域部分」に代わる新たな制度として「年金払い退職給付」が創設され、その分の掛金率が0.75%(労使合わせて1.5%)を上限として加算されます。

図表6 保険料率(労使合計)の推移

(平成27年3月時点)



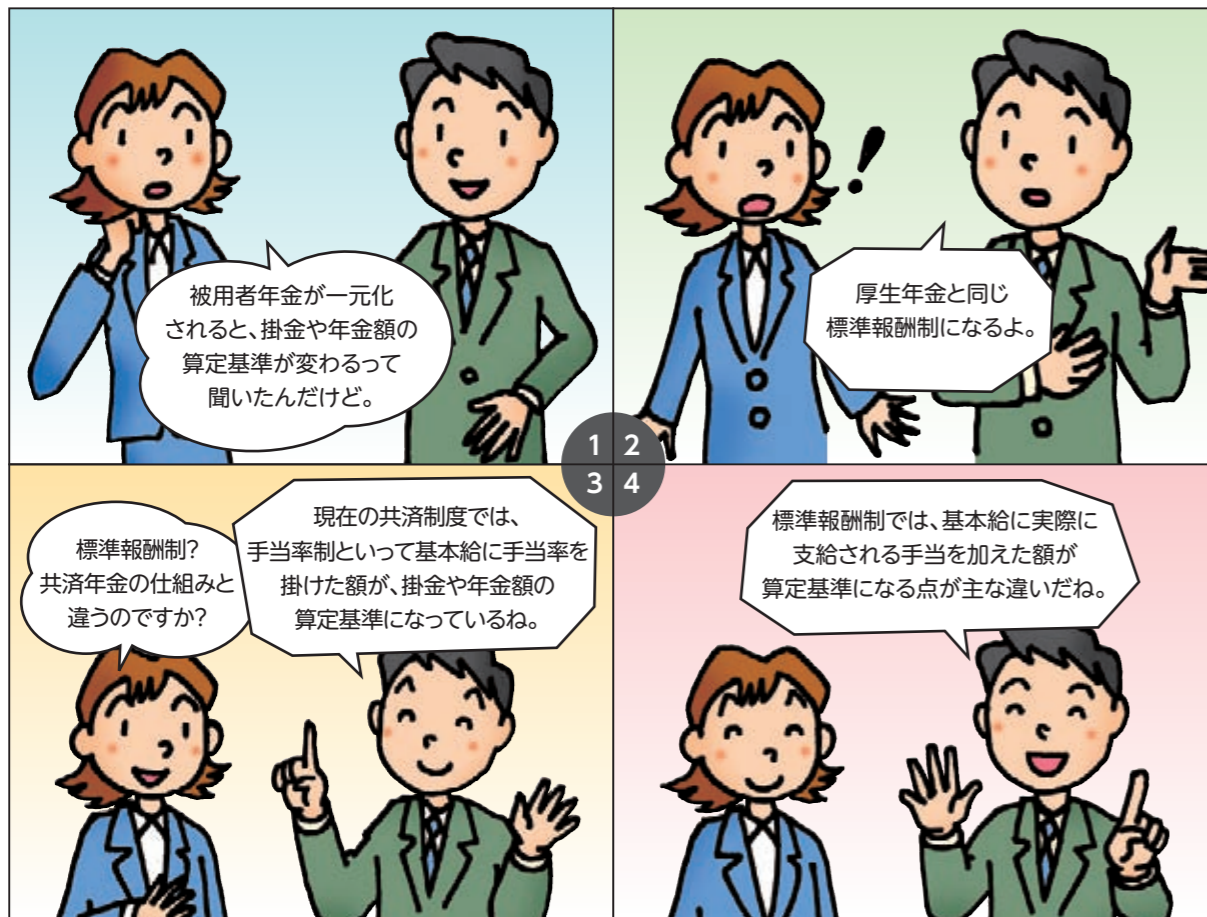
図表7 長期給付に係る保険料(掛金)率の推移

(単位: %)

区分	25年9月~	26年9月~	27年9月~	27年10月~	28年9月~	29年9月~	30年9月~
保険料率 (総報酬ベース) ①	16.570 (+0.354)	16.924 (+0.354)	17.278 (+0.354)	17.278	17.632 (+0.354)	17.986 (+0.354)	18.300
掛金率	給料に対する割合* (①×50/100×1.25)	10.35625	10.5775	10.79875	8.639	8.816	8.993
	期末手当等に対する割合 (①×50/100)	8.285	8.462	8.639			9.15

※平成27年10月から、保険料(掛金)の算定方法は、手当率制から標準報酬制へ移行するため、「給料に対する割合(①×50/100×1.25)」は「標準報酬月額に対する割合(①×50/100)」になります。

保険料(掛金)や年金額の算定基準が標準報酬になります



現在の地方公務員共済においては、保険料(掛金)及び年金額の算定には基本給に法令で定められた手当率1.25を乗じて算定する手当率制がとられています。これを厚生年金と同様の標準報酬制に移行し、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を算定基礎額として保険料(掛金)や年金額を算定します。

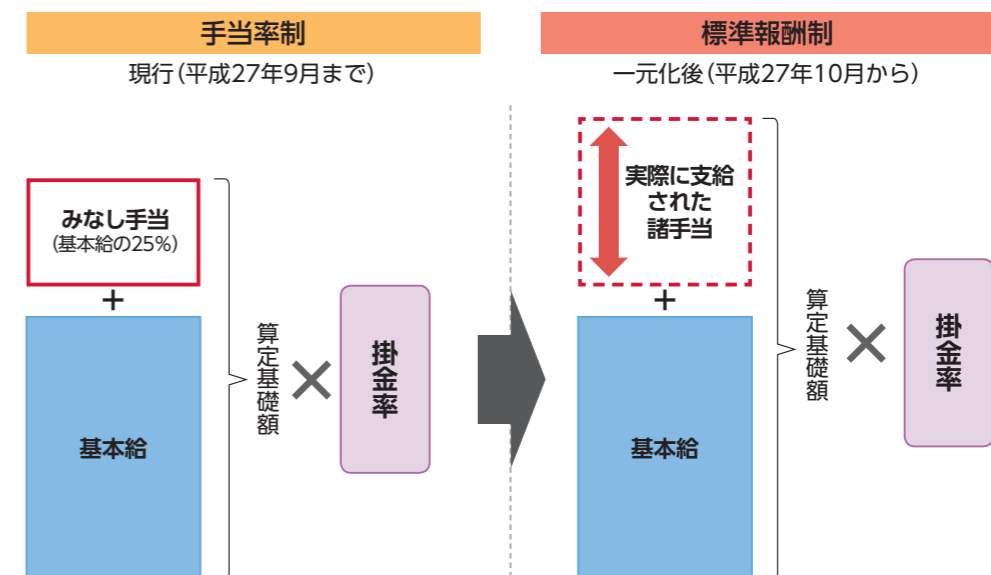


「手当率制」から「標準報酬制」へ

手当率制では、保険料(掛金)は「基本給」と「みなし手当(諸手当に相当する額)」を合算した額に保険料率(掛金率)を乗じて計算します。実際に支給された手当額が多い人も少ない人も、一律に基本給の25%を手当額とみなして計算するよう法令で定められています。これは、全ての地方公務員の基本給に対する手当の割合の平均が25%であるためです。

一方、標準報酬制では実際に支給された基本給及び諸手当などを基に保険料(掛金)の算定基礎額を決め、保険料(掛金)を算定します。手当には、地域手当、扶養手当、通勤手当…と様々な種類がありますので、基本給が同じ額でも保険料(掛金)が一人ひとり違ってくることになります。

図表8 手当率制から標準報酬制へ



一元化 Q & A

- Q** 勤務する場所や家族構成によって手当の額が異なりますが、標準報酬制になると保険料(掛金)はどうなるのですか？
- A** 今までは同じ基本給であれば同じ保険料(掛金)でした。標準報酬制になると、実際に支給された基本給及び諸手当などを合算した額を基に保険料(掛金)を算定します。したがって、諸手当が多い人は標準報酬月額が高くなり、保険料(掛金)も多くなります。なお、高くなった標準報酬月額は将来の年金額に反映されます。

標準報酬制の仕組み

標準報酬制とは原則として、年1回、毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を決定し、この額をその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料等の算定基礎とする仕組みです。また、期末手当等の額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。

図表9 標準報酬制

標準報酬制

毎年、4月から6月までの基本給と諸手当の支給額を合算し、月平均額を求め、等級表に当てはめて「標準報酬月額」を決定し、9月から翌年の8月までの1年間適用します。

例

4月の報酬

諸手当 30,000円

基本給 300,000円

+

5月の報酬

諸手当 60,000円

基本給 300,000円

+

6月の報酬

諸手当 45,000円

基本給 300,000円

÷ 3 =

報酬月額

345,000円

諸手当には、時間外勤務手当・扶養手当・通勤手当・住居手当・地域手当などが含まれます。

等級表に当てはめる

報酬月額		標準報酬月額	
330,000円以上	350,000円未満	第20級	340,000円
350,000円以上	370,000円未満	第21級	360,000円

標準報酬月額

第20級 340,000円

9月から翌年8月まで適用

(定時決定)

基本的に1年間固定※

※昇給・昇格や人事異動により、報酬に大幅な変動が発生した時や、育児休業等から復帰して勤務時間短縮等により報酬が低下した時には、標準報酬月額を改定します(随時改定等)。

- 期末・勤勉手当等にかかる保険料(掛金)の算定方法について変更はありません。

● 次の項目についても「**手当率制**」から「**標準報酬制**」に変わります。

短期給付の算定基礎額

- ・傷病手当金(附加金含む)
- ・出産手当金
- ・休業手当金
- ・育児休業手当金
- ・介護休業手当金
- ・弔慰金(家族弔慰金含む)
- ・災害見舞金

年金額の基となる
毎月の給料記録

報酬の範囲

標準報酬月額

標準報酬月額の算定の基礎となるのが報酬月額です。報酬月額に含まれる報酬の範囲は原則として、基本給及び諸手当等の全てです。また、現金以外にも通勤手当に相当するものとして支給される定期券などの現物給与も報酬に含まれます。ただし、期末手当等は報酬月額には含まれません。

標準期末手当等

標準期末手当等の額の算定基礎となるのが、期末手当等の額です。臨時に受けるものや3ヶ月を超える期間ごとに受ける期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当等が含まれます(年3回以下で支給されるもの)。

図表10 報酬の分類(例)

- **固定的給与**
基本給(給料表の給料月額)・給料の調整額・教職調整額・給料の特別調整額(管理職手当)・初任給調整手当・扶養手当・地域手当・特勤勤務手当・へき地手当・広域異動手当・住居手当・単身赴任手当・義務教育等教員特別手当・定時制通信教育手当・産業教育手当・農林漁業普及指導手当・通勤手当 など
- **非固定的給与**
特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当・寒冷地手当 など

※出張旅費等の実費、年金、共済組合からの給付金等の労務の対象とされないものは、報酬には含まれません。



標準報酬の決定と改定

標準報酬の決定と改定には、次のものがあります。

図表 11 標準報酬の決定・改定の種類

種類	対象者	対象となる報酬	決定・改定の時期
資格取得時決定	新たに組合員の資格を取得した者	資格取得時の報酬	資格取得時
定時決定	7月1日現在の組合員	4月、5月、6月の報酬の平均	9月
随時改定	報酬の額が著しく変動した組合員	固定的給与に変動があった月以後の3ヶ月間の報酬の平均	固定的給与に変動があった月から4ヶ月目
育児休業等終了時改定	育児休業等を終了した組合員	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目
産前産後休業終了時改定	産前産後休業を終了した組合員	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間の報酬の平均	産前産後休業終了日の翌日が属する月から4ヶ月目

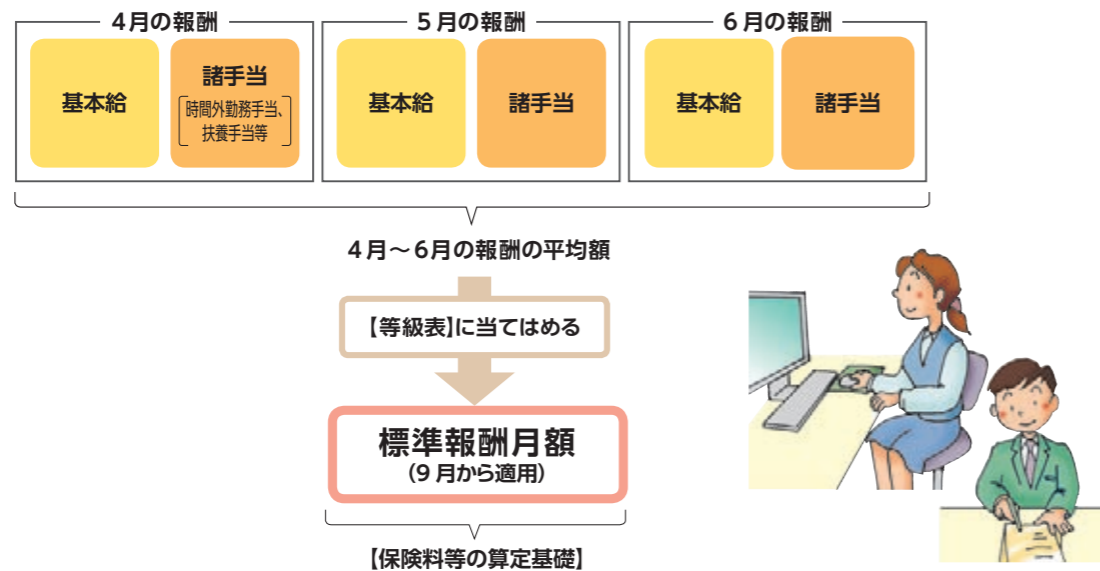
資格取得時決定

組合員の資格を新たに取得したときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定します。決定された標準報酬月額、組合員の資格を取得した日からその年の8月(6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月)まで適用されます。

定時決定

組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、現に組合員である者の4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬額は原則として、その年の9月から翌年の8月までの適用になります。

図表 12 標準報酬の決定(定時決定)



※経過措置として、制度開始時の平成27年10月～平成28年8月、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。

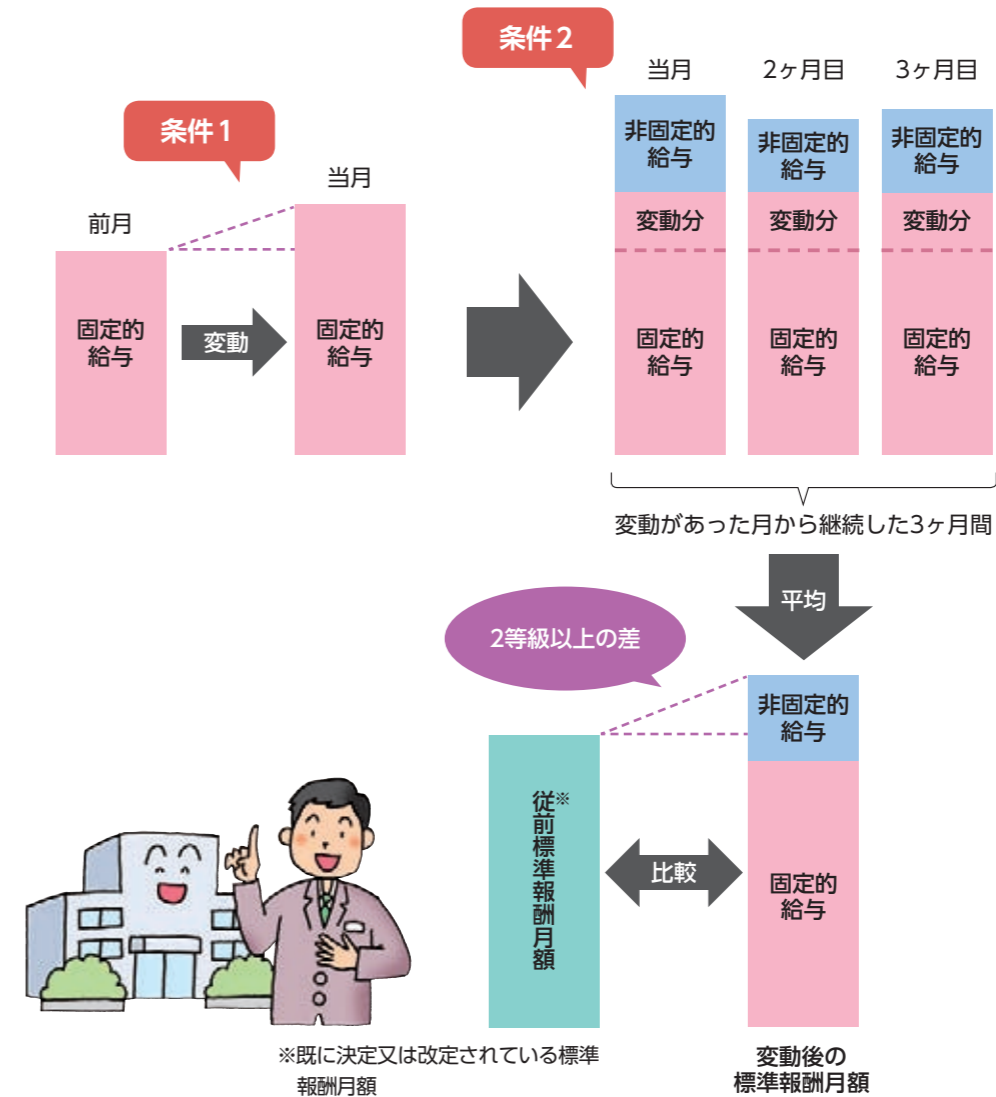
随時改定

標準報酬月額は原則として毎年行われる定時決定により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との間に隔たり

が生じることになります。このような隔たりを解消するために標準報酬月額を改定します。

具体的には、固定的給与に変動があり、既に決定又は改定されている標準報酬月額の等級と、変動後(3ヶ月間)の報酬で算定した標準報酬月額の等級に2等級以上の差がある場合、変動後4ヶ月目から改定します。

図表 13 随時改定



育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が育児休業等を終了した日において、その育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。職場復帰後の勤務形態が「育児短時間勤務」や「部分休業」等により報酬が低下した場合に行われる改定です。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員で休業前より報酬が下がった方が、産前産後休業終了日に産前産後休業に係る子を養育する場合に組合に申出をしたときに改定されるものです。

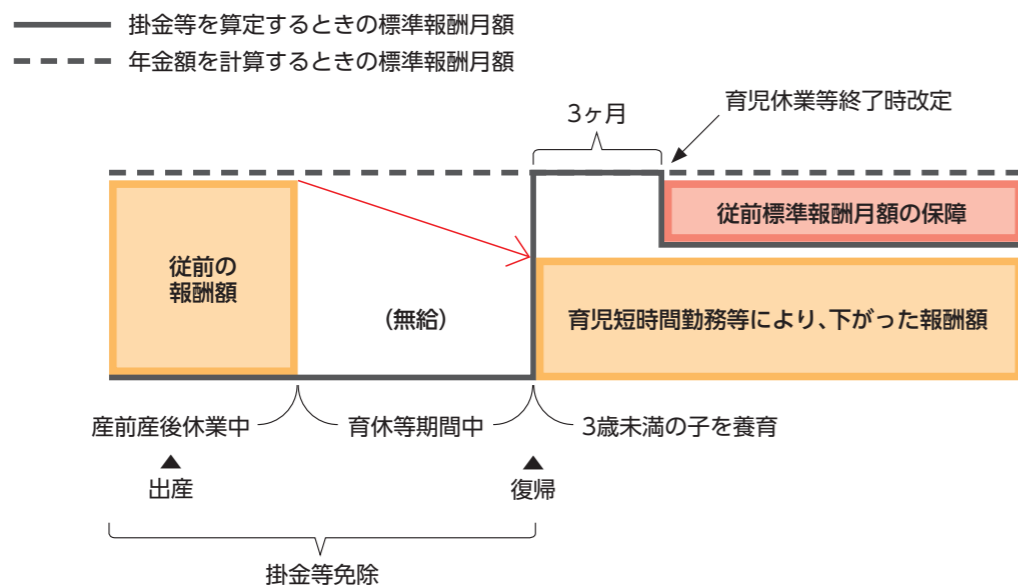
具体的には、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

3歳未満の子を養育している期間の特例

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合に、共済組合に申出をしたときは、年金額が養育期間前の高い標準報酬月額で計算されます。

なお、この特例は、育児短時間勤務などの勤務形態の期間中、報酬が低くなったことにより、将来の厚生年金保険給付や年金払い退職給付が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用されません。

図表 14 育児休業、産前産後休業に係る標準報酬



図表 15 標準報酬等級表

標準報酬等級	長期給付		月額	報酬月額		1等級格差	
	厚生年金	年金払い退職給付		円以上	円未満		
1	1	1	98,000	~	101,000		
2	2	2	104,000	101,000	~	107,000	6,000
3	3	3	110,000	107,000	~	114,000	6,000
4	4	4	118,000	114,000	~	122,000	8,000
5	5	5	126,000	122,000	~	130,000	8,000
6	6	6	134,000	130,000	~	138,000	8,000
7	7	7	142,000	138,000	~	146,000	8,000
8	8	8	150,000	146,000	~	155,000	8,000
9	9	9	160,000	155,000	~	165,000	10,000
10	10	10	170,000	165,000	~	175,000	10,000
11	11	11	180,000	175,000	~	185,000	10,000
12	12	12	190,000	185,000	~	195,000	10,000
13	13	13	200,000	195,000	~	210,000	10,000
14	14	14	220,000	210,000	~	230,000	20,000
15	15	15	240,000	230,000	~	250,000	20,000
16	16	16	260,000	250,000	~	270,000	20,000
17	17	17	280,000	270,000	~	290,000	20,000
18	18	18	300,000	290,000	~	310,000	20,000
19	19	19	320,000	310,000	~	330,000	20,000
20	20	20	340,000	330,000	~	350,000	20,000
21	21	21	360,000	350,000	~	370,000	20,000
22	22	22	380,000	370,000	~	395,000	20,000
23	23	23	410,000	395,000	~	425,000	30,000
24	24	24	440,000	425,000	~	455,000	30,000
25	25	25	470,000	455,000	~	485,000	30,000
26	26	26	500,000	485,000	~	515,000	30,000
27	27	27	530,000	515,000	~	545,000	30,000
28	28	28	560,000	545,000	~	575,000	30,000
29	29	29	590,000	575,000	~	605,000	30,000
30	30	30	620,000	605,000	~	635,000	30,000
31			650,000	635,000	~	665,000	30,000
32			680,000	665,000	~	695,000	30,000
33			710,000	695,000	~	730,000	30,000
34			750,000	730,000	~	770,000	40,000
35			790,000	770,000	~	810,000	40,000
36			830,000	810,000	~	855,000	40,000
37			880,000	855,000	~	905,000	50,000
38			930,000	905,000	~	955,000	50,000
39			980,000	955,000	~	1,005,000	50,000
40			1,030,000	1,005,000	~	1,055,000	50,000
41			1,090,000	1,055,000	~	1,115,000	60,000
42			1,150,000	1,115,000	~	1,175,000	60,000
43			1,210,000	1,175,000	~		60,000

※標準報酬月額の各等級に対応する「標準報酬日額」は標準報酬月額の22分の1に相当する金額です。

II 年金払い退職給付が創設されます

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として「年金払い退職給付」が創設されます



共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付」が創設されます。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

保険料(掛金)は標準報酬月額および標準期末手当等の額をもとに算定され、労使折半となります。

図表 16 年金払い退職給付の概要

- 半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳から繰上げ可能))。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可能)。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務障害年金・公務遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 平成27年10月からの組合員期間について適用。

年金の積立と受給の仕組み

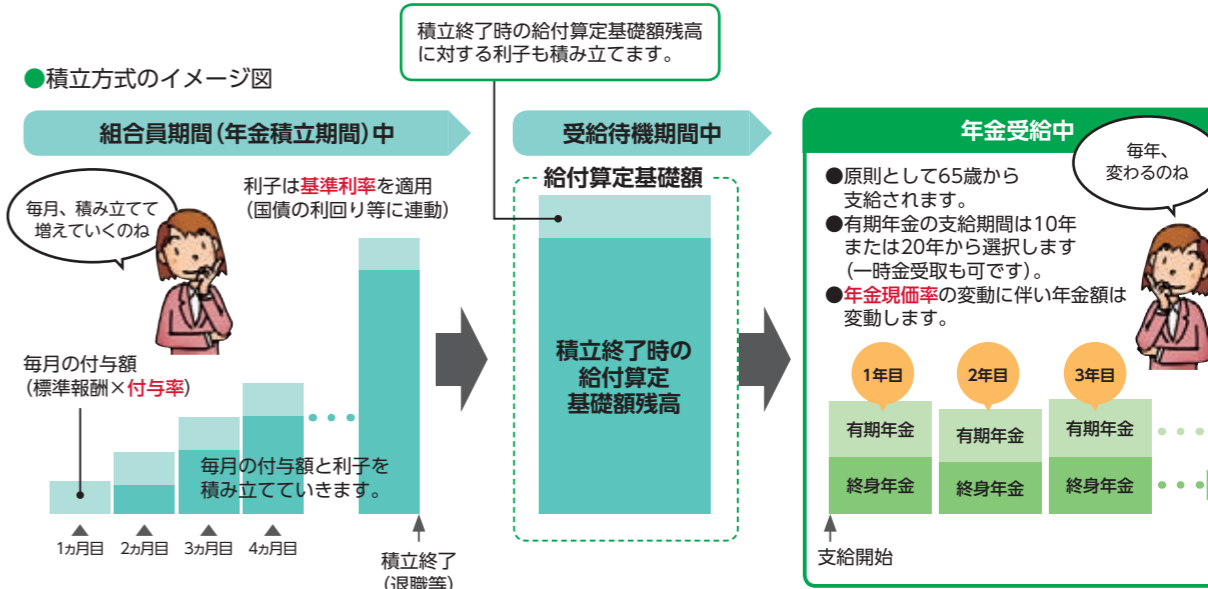
共済年金の職域部分は、現役世代の保険料(掛金)収入で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付ですが、年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料(掛金)で積み立てる「積立方式」による給付になります。

年金払い退職給付は、組合員一人ひとりに

仮定の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利子とともに毎月積み立てます。

なお、年金額は基準利率の変動や寿命の延び等を踏まえた年金現価率を基に改定されます。

図表 17 積立時と受給時のイメージ



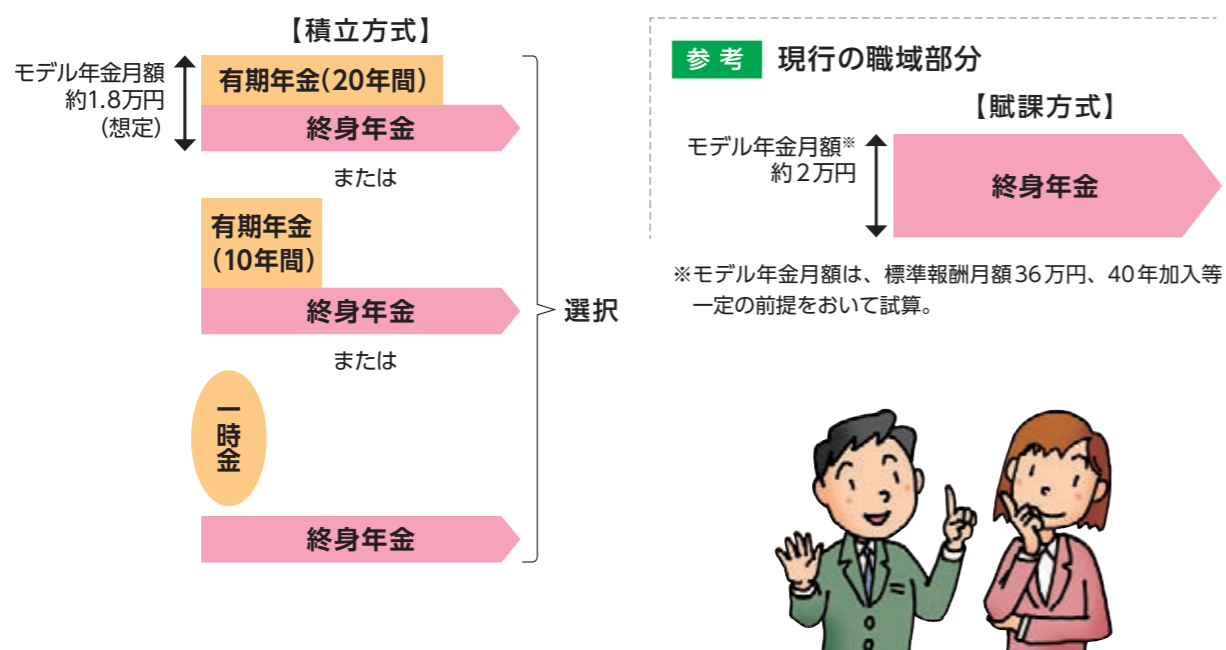
退職年金

退職年金は、1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに支給されます(60歳から繰上げ可能です。また、70歳までは繰下げも可能です)。退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分は有期年金、半分は終身年金として支給

され、有期年金は10年または20年支給のいずれかを選択します(一時金の選択も可能です)。

受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余年月がある場合は遺族に一時金として支給されます。

図表 18 退職年金のイメージ



一元化 Q & A

Q 年金払い退職給付の掛金率はどうなりますか？

A 年金払い退職給付に係る掛金率は、0.75% (労使合わせて1.5%) を超えない範囲で地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

公務障害年金

公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に、障害の状態である間、支給されます。支給水準は2階部分の障

害厚生年金と合わせて現行制度の公務等による障害共済年金と同程度です。

公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給されます。支給水準は2階部分の遺族厚生

年金と合わせて現行制度の公務等による遺族共済年金と同程度です。

図表 19 公務障害年金・公務遺族年金の概要

- 警察官や消防士等の公務員が、引き続き自らの身体への危険を顧みず職務に従事できるよう、公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった者に公務障害年金を支給。公務に基づく負傷又は病気により死亡した場合、遺族に公務遺族年金を支給。
- 支給水準は、従来と同様。
- 公務員の相互救済の観点から労使折半(従来全額公費負担)。
- 公務外・通勤の障害・遺族年金は設けない。



共済組合の役割



被用者年金制度の一元化後も効率的な事務処理を行うため、引き続き、共済組合が組合員の皆さまの年金記録の管理や、年金の支給を行います。

また、短期給付事業・福祉事業についても、現在と同様に共済組合が実施することになります。

図表 20 平成 27 年 10 月以降の年金給付(イメージ)



現行

改正後

